

住居確保給付金申請時に必要な書類確認シート

<はじめに>

- 離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、収入基準額や金融資産が基準額以下の場合、家賃（上限額：単身 29,000 円/月、2人世帯 35,000 円/月、3人世帯 38,000 円/月）の一部を自治体が家主さんへ支給します。
- お住まいの区役所保健福祉課「いのちをつなぐネットワーク」コーナーへお電話ください。
すべての要件に該当し申請される方へ、下記の提出物について必要な書類を説明します。

<各区役所の電話番号>

門司区 : 093-331-1887	小倉北区 : 093-582-3478
小倉南区 : 093-951-1025	若松区 : 093-761-3078
八幡東区 : 093-671-3022	八幡西区 : 093-642-1334
戸畑区 : 093-871-0855	

- 必要書類がそろったら、本シートと併せて提出（区役所保健福祉課へ持参または郵送）ください。
スムーズな申請受付を行うため、お電話でご予約ください。

事前電話連絡日：令和 年 月 日 （提出（投函）日：令和 年 月 日）

申請者氏名： _____ 電話番号： _____

- ★郵送の場合、書類到着後、申請者宛に電話による本人確認を行いますので、電話番号をお忘れないうちにご記入ください。

	確認欄 ☑	必要書類 ※どの書類が必要かお電話でご確認ください
申請書		「住居確保給付金支給申請書」（様式 1-1）
確認書		「住居確保給付金申請時確認書」（様式 1-1A）
本人及び世帯員確認書類の写し		<ul style="list-style-type: none"> ■下記のいずれかの写しが必要です。 ※顔写真入りでない場合は2点以上提出ください。 ・運転免許証 ・住民基本台帳カード ・パスポート（一般旅券） ・個人番号カード（マイナンバーカード表面のみ：写真） ・各種福祉手帳 ・健康保険証（被保険者等記号・番号部分は見えなように塗りつぶした写しを添付してください） ・住民票、戸籍謄本 ・在留カード ※同居の世帯員がいる場合は別途書類が必要となる場合があります。
離職又は廃業の確認の書類の写し		<ul style="list-style-type: none"> ■申請時、離職または廃業後2年以内の者であることが確認できる書類 下記のいずれかの写し ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・退職所得の源泉徴収票 ・健康保険任意継続被保険者証 ・雇用保険被保険者資格喪失届 ・離職（退職）証明書 ・解雇通知書 ・廃業届 ・廃業したことを証明できる書類 ・請負契約等がキャンセル等になったことが分かる資料 等

	確認欄 ☑	<p style="text-align: center;">必要書類</p> <p style="text-align: center;">※どの書類が必要かお電話でご確認ください</p>
減収確認書類の写し		<p>■個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減収したことが確認できる書類の写し（例：雇用主から休業を命じる書類、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことが分かる文書等） <p>「離職状況等に関する申立書」（参考様式5） 「就業機会の減少に関する申立書」（参考様式5-2）</p>
申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し		<p>■本人及び世帯員のうち収入がある者について収入が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書（直近3カ月） ・賃金明細書 ・報酬明細書 ・源泉徴収票・預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ ※自営業等の場合は、事業収入、経費が分かるもの <p>■公的給付を受けている者は支給額が分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書 ・児童扶養手当証書・振込通知書やハガキ（受給金額が分かるもの） ・児童手当証書・振込通知書やハガキ（受給金額が分かるもの） ・年金手帳 ・年金等の公的給付金証書・振込通知書やハガキ（受給金額が分かるもの） ・その他（ ）
金融資産関係書類の写し		<p>■本人及び世帯員全員分の申請日の金融資産関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金通帳 等（口座名義と直近4ヶ月の残高の記載ページを記帳して提出ください。） ・ネット銀行の場合は残高証明とキャッシュカードの写し 等
住宅関係書類		<p>■住居を喪失するおそれのある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「賃貸借契約書の写し」 ※更新している場合は、現在の契約書の写し ※契約書の名義人が（借主）が、本人または居住者として記載されていること。 <p>「入居住宅に関する状況通知書」（様式2-2） ※表面は不動産媒介業者（貸主）が記入、裏面は申請者本人が署名してください。シャチハタ印不可。</p> <p>■住居喪失者（現に住所がない方）</p> <p>「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式2-1） ※住宅確保後、表面は不動産媒介業者（貸主）が記入、裏面は申請者本人が署名してください。シャチハタ印不可。</p>
求職関係書類		求職受理票（ハローワークカード）の写し（お持ちの方のみ）
その他		家賃及び光熱水費の支払いが分かるもの

・支給決定に際し、上記以外の書類をご提出いただく場合もあります。